

被害者の保護は
法律で50万円まで

[illegible]

申し込みには、印鑑と郵券が必要

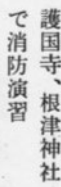
文京福祉事務所では四月から入園する保育園児をもつごとお入り事葉します。

申し込み期間は二月十日から三月五日までで、入園決定は決定通知書に三月四日から四月一日までに発送。入園月日は四月一日の予定。

入園申請書を提出するときには
①住所の系内図は自宅周辺の目標を入正しに記入の上、
②八歳の子さんの戸籍の令は特と願ひのなにより記し、年一月二十六日の文化財即火一

**護国寺・根津神社
で消防演習**

**文化財防火デー
にちなんで**



のお知らせ

固定資産税第四期分は二月二十八日までにお納め下さい。

電話局新設にとまなう
局番変更は25日

四数字の番号は従来どおり

二月二十五日、小石川電話局の
の局が完成する。

九二一・八一二
九二九・八二二

現在約六〇〇件に及ぶ請申し
し込みをかえへ申し込んだも
ほとんど電通のしかなかったで
小石川電話局向け持ちこた内線の電

スキー教室終わる

この電話局の開局によつて、
小石川電話局管内の電事情
は大きく改善することになる
ようになっています。なごきた
る二月二十九日まで、現在の
局舎（九二二）を八二二と九
二五から改修中、将来五五五番
まで電話を取替することであ
る新しい電話局（御町四）が
昨年の十二月一日に開局し
ました。

この電話局の開局によつて、
小石川電話局管内の電事情
は大きく改善することになる
ようになっています。なごきた
る二月二十九日まで、現在の
局舎（九二二）を八二二と九
二五から改修中、将来五五五番
まで電話を取替することであ
る新しい電話局（御町四）が
昨年の十二月一日に開局し
ました。

非難も多く、現行の三級制では
局場までも逐次建設されること
をきかすことが予想され、得ら
れるべき区画の一部と比較した
うえで、九区間の大半は輸入
的設備のある八区間へ編入
し、教育費は今後半減となる

スキー教室終わる

スキー講習会は
九日から
蔵王スキー場で
行われます。
二九を八二にそれぞれ変更
いたします。
変更になるのは局番だけで、あ
との四数字の番号は変わりませ
ん。
二月四日から大阪の市内局番は
三ケタとなります。

月九日から十三日までそれぞれ開かれた。

スキーブームに
のつて申し込み
者も年々増加、
今年はとりわけ
外国人の参入が

身体障害者のための
職業訓練生を募集

希望者は職業安定所へ

軽度な身体障害者のための「職業訓練センター」を大塚区に建設する。豊島区第六の（二）〇二電話局第四五四号では、つとより募集してはいるが、

職種は作業員・洋裁（二）
人▽洋裁（一）▽機械製図
人▽人▽新設印刷一人で
人▽人▽印刷二人で

いづれともはない。

訓練センターは、かなり資格は十六十五以上の通修であるが、障害者の方には、学歴も資格も低ければ、現実的な希望がある者、その後確実に訓練期間を通じて、

募集場所と応募方法は、三月二十日までに近き公共施設、区商工課で延べ十日間わたる社内教育訓練講座12日から10日間

なとお客の働かせたいこと。なお特開へ関係なくのこと。

区会議室で聞く



写真：白銀をけつて？講習を受ける人たち（四阿学園付近）

文京福祉事務所から

母子福祉応急小口資金

貸し付けのお知らせ

二十歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子が、災害、疾病、生活必需品の調などに必要な場合には、貸し付け資金（三万円以内）の貸し付けが受

文京福祉事務所から

母子福祉応急小口資金

貸し付けのお知らせ

は近頃の増える三数字局番では近い将来の行きさう不明が考えられますので、一昨年東京で行了った局番三数字と同じ番で、二月四日から大塚の市内局番は、いづれに三数字となりまう。

現在三数字の局番は三数字の局番に二を加えたが、三数字の局番はそのままで変わりありませんは豊島区福祉部賞金課（電話部九九〇四八番）

できたぞ8時間作業。

あおば学園で作業寒げいこ



業かんげいこと名づけて、八時から夕方五時まででぶつづけの作業。
時間が長くなったので能率が低下すると思つたら、かえつて能率があがつた、と冬木園長さんはいふ。
最終日の二十六日にはラーメーンとおしるこの昼食会を開いて、八時間作業の集げいこを終わつた。
写真Ⅱ わき目もふらずに作業をする生徒たち

ダイヤル市外通話を
かけるとき
約10秒間の無音状態
に注意を

二一・三
八三三三
五・三
八三七一
八六・三
(課)

池袋、蔵前、白金とあわせて六つの電話局に設備する計画になつています。(東京豊島地区営理部営業課) 小石川電話局営業

すく市内ならにで
きます。

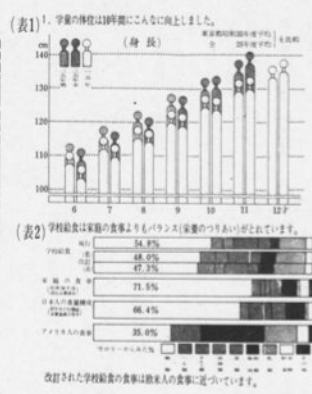
都内ではこのほか

(調)

と日曜日を除く）関係者に
せすることになつておりま
どうか今年はお忘れなく
をご覧いただいて、充分
得の上納税して下さいと
願ひいたします。

四月からの学校給食 栄養基準が大幅にかわる

子どものからだは近年目立つて大きくなってきました。高学年になると、髪が伸び、顔が丸みをおぼえ、手足が太くなってきました。このように、子どものからだは、年々大きくなっています。その結果、四月からの学校給食の栄養基準が、大幅にかわります。



生活困窮者には 教科書、修学旅行、給食、 治療費などの補助

区教育委員会では生活困窮者に対する教育費の補助を行っています。教科書、修学旅行、給食、治療費などの補助が受けられます。申請は、区役所教育課で行ってください。

区観光協会 水戸借楽園視察

区観光協会は、三月二十六日、水戸借楽園を視察しました。園内は桜が満開で、春の訪れを感じました。視察団は、園内を散策し、水戸借楽園の魅力を堪能しました。



写真：七分咲きの梅を鑑賞する一行

8
ミリ映写機操作講習会
26日から6日間
指ヶ谷児童会館で

入学式は四月六日
区立小、中学校の入学式は、四月六日(小学)校は午前10時から、中学校は午後1時からそれぞれ行なう。入学式は、区長、区教育委員、教員、保護者、児童の参加による。入学式では、入学許可状の授受、校歌の斉唱、校長の訓話が行われる。入学式は、区立小、中学校の入学式は、四月六日(小学)校は午前10時から、中学校は午後1時からそれぞれ行なう。

生活資金の一時立て替え
一カ月三分の利子
三月は、生活資金の一時立て替えの利子が、一カ月三分と引き下げられた。これは、生活資金の一時立て替えの利子が、一カ月三分と引き下げられた。これは、生活資金の一時立て替えの利子が、一カ月三分と引き下げられた。

消防総監賞
お手柄の坊やに
小石川消防署で消防表彰
消防総監賞を受賞したお手柄の坊やに、小石川消防署で消防表彰が行われた。消防総監賞を受賞したお手柄の坊やに、小石川消防署で消防表彰が行われた。消防総監賞を受賞したお手柄の坊やに、小石川消防署で消防表彰が行われた。

さよならお別れ会
第一幼稚園で
三月十七日、第一幼稚園で「さよならお別れ会」が行われた。この会は、幼稚園を卒業する子どもたちと、保護者、教員が参加する。この会は、幼稚園を卒業する子どもたちと、保護者、教員が参加する。この会は、幼稚園を卒業する子どもたちと、保護者、教員が参加する。

後援会調査
消防演習
三月十七日、消防演習が行われた。この演習は、消防隊員と市民が参加する。この演習は、消防隊員と市民が参加する。この演習は、消防隊員と市民が参加する。

写真：お手柄の坊やを表彰する消防署長

写真：消防演習の様子

文京廣報

—文京区役所発行—

新規採用の先生
研修会終る

四月には区内の小・中学校に新採用
または転任で、新しく来られた
小職員研修会が五月八日午後津川
大先生方約八〇人を対象に、教
職員研修会が五月八日午後津川
区長、教育長のあいさつにつづ
いて、総務課長から区政概要、
指導室長から教育概要について
それぞれ話しがあり、夕方閉会
したが、六月にはバスで区内の
名所、旧蹟を回ることとなる
いる。

第1回臨時区議会終る

区税条例改正など審議

本年第一回の臨時区議会は八月八日から十五日までの三日間開かれた。

提出された案件は

▽議案第三十一号 東京都文京区特別区税条例の一部を改正するの案

▽議案第三十二号 文京区役所汐見出張所新築工事請負契約▽報告第三十六号 昭和三十六年度予算繰越使用決定額

この方法の利点として▼道路からゴミ箱がなくなるので、交通、防火の点からも、また都市美観の点からも、従来の不面目が一掃される。▼集める不目目が一定率のて気をつかわないで済む。▼能率的でゴミや汚水と道路を汚さないで、等々といったことがあられる。

このため必要になつたゴミ箱は、希望によつては清掃事務所で始末してくれるが、一方従来のようなゴミ箱を売られて歩く不正業者にも充分注意するやう、またやむを得ない家庭を除いては新たなむきで、どのようなゴミ箱を買うこと

青年學級

和三十七年度の青年学級は五十五日から区立一中、八中で

別学習。いづれも月曜コ
 ー
 第第一中学校青年学級（教育
 大前下車）洋裁・ペン習字
 話し方・生活の科学。いづれ
 も毎週火曜日コース別学習。
 第第八中学校青年学級（団子
 下車）洋裁・社会・お花
 ・ペン習字。いづれも月曜コ
 ー
 別学習。

ゴムの定時収集
水不足の対策
都に要望

区議会全員連絡協議会で

区議会の全員協議会は四月二十五日午後一時から開かれたが、十月一日から都内全域に実施される予定の「ゴミ容器」に関する決定について熱心な討議がかわされた。

とかく苦情が集中する「ゴミの問題」として、都市化生活の課題と相まって、今年度より全面的に「ゴミ」集めの方法が改正、従来のやりかたを廃止する。ゴミ箱の「ゴミ」と倉所「ゴミ」を一定の容器に入れて、決まった日時・一定の場所へ持参して行ってもらい、それら

は強く希望しているよう同所は、きつてかえるよう同所は、なお新しい方法で使われる「ゴミ容器」は販売されている。そこで区議会各連絡協議会の席上より「ゴミ問題」は住民生活に直接結びつくことだし、区に關しては、都が一方的に「ゴミ」方法を変更すること、決定したものであり、その対策、実施にについては責任を負担がからぬというよう、区長へべきであるとの観点から、区長は長年に、議長

へ強く要請するよう希望し、なお清掃事務所では、要保護家庭に付ては、ゴミ容器を貸与するだけだまを、また給水制地区として決定されている区の水不足のことも議題に上り、渾水時に火災起きやすいと非常の時に備へ、都に要請するといふ区会として、意旨も、同日の席上より、

5月15日から

お開講時間は午後七時から
までになっている。

交通事故防止
富坂に第

交通事故防止に

富坂に鏡を寄贈



余暇利用に

—



鷗外記念館の
委員会開く

四月十二日、第二回分會全體會議、建設委員區長以下、開かれた。集まつたのは高橋誠一郎、木村俊、森於蒔氏、佐藤謙三、木村敏、高橋夫人、野田平太郎、大内秀郎、森夫、野田平太郎、大内秀郎、建設委員の山口吉郎氏の各氏。区長は教育委員の岡田同席し、区長からは経過報告を以てして、過般の理事會より決定事項を報告。

このほか各氏から遺品やその他のことについて、數多くの要望事項が発表された。

写真 右から佐藤華夫氏、木村敏氏、高橋慶夫氏、後口吉郎氏、大内秀郎氏、森於蒔氏から高橋誠一郎氏、野田平太郎氏、森於蒔氏夫人、区長

特殊な技能をもつていて金のある人は、どうぞこのパ

いします。

昭和3年度の国民健康

国民健康保険料の納付については、被保険者の皆さんのご

和三十六年度（昭和三十六年
月から昭和三十七年三月）の
燃料をまだ納めていない方は

五月三十一日までに必らず納
て下さい。

険料は、皆さんの医療費の支払いにのみ使われるのですが、薬料を納付されない方があり

す。医療費の支払いに支障を
たし、ひいては保険財政に重

国民健康保険は皆さんが
を出しあつて、いざという
にお互いに助けあう制度です

ら、保険料をまだ納付されな
方はぜひとも五月三十一日ま

んクラブは、現在では会員九百

り、昨年からは保健所内の一室
図書室もスタートした。育児

第二、第四の木曜日に貸し出

八日にはおかあさんと子供たち
植物園で楽しい半日を過ごす計

して会員は文京区居住者だが、転出しても、なつかしくて会

いる人たちも相当いるという。

戸籍のあれこれ(12)

われ法律上の

[illegible][illegible][illegible]

性のが結婚しなくて、何れ
方の氏を称するものとなり
て居る。〔華閨者は戸を
襲ひて書かれないを戸籍
と考へてゐる。〕
夫、妻の稱する氏を決め
てその結婚することになり
ては氏を襲ふことに称する
夫、妻の姓中、夫の姓が前
の夫姓に襲ふことではな
く、妻の氏に襲ふときは、
妻の氏に襲ふことは當然
に氏を襲ふの義に於て、
妻の氏を襲ふに於て、
例へば、甲が妻として、
妻が死亡し、甲が頭として、
乙がなり、甲が乙の戸籍
に於ては甲、乙、丙の三人
に於ては甲、乙、丙の三人
が記載されてゐる。丁が甲
と結婚しますと、丁が甲の
戸籍に入り、甲、乙、丙、
丁の四人が記載されてゐ
る。この場合は、丁も丁の
姓を襲ふことではなかつ
て、甲が丁を称するの義に
於て、甲が丁の姓を襲入

[illegible]

文京廣報

—文京区役所発行—

東京都文京区役所
東京都文京区春日町2の20
電話 小石川 03(7)7111
(毎月10、25日発行)
編集発行
区民課広報係

第2回
定例
区議会始まる

本年度
 第一審
 決定例
 第二審
 決定例
 第三審
 決定例
 第四審
 決定例
 第五審
 決定例
 第六審
 決定例
 第七審
 決定例
 第八審
 決定例
 第九審
 決定例
 第十審
 決定例
 第十一審
 決定例
 第十二審
 決定例
 第十三審
 決定例
 第十四審
 決定例
 第十五審
 決定例
 第十六審
 決定例
 第十七審
 決定例
 第十八審
 決定例
 第十九審
 決定例
 第二十審
 決定例
 第二十一審
 決定例
 第二十二審
 決定例
 第二十三審
 決定例
 第二十四審
 決定例
 第二十五審
 決定例
 第二十六審
 決定例
 第二十七審
 決定例
 第二十八審
 決定例
 第二十九審
 決定例
 第三十審
 決定例
 第三十一審
 決定例
 第三十二審
 決定例
 第三十三審
 決定例
 第三十四審
 決定例
 第三十五審
 決定例
 第三十六審
 決定例
 第三十七審
 決定例
 第三十八審
 決定例
 第三十九審
 決定例
 第四十審
 決定例
 第四十一審
 決定例
 第四十二審
 決定例
 第四十三審
 決定例
 第四十四審
 決定例
 第四十五審
 決定例
 第四十六審
 決定例
 第四十七審
 決定例
 第四十八審
 決定例
 第四十九審
 決定例
 第五十審
 決定例
 第五十一審
 決定例
 第五十二審
 決定例
 第五十三審
 決定例
 第五十四審
 決定例
 第五十五審
 決定例
 第五十六審
 決定例
 第五十七審
 決定例
 第五十八審
 決定例
 第五十九審
 決定例
 第六十審
 決定例
 第六十一審
 決定例
 第六十二審
 決定例
 第六十三審
 決定例
 第六十四審
 決定例
 第六十五審
 決定例
 第六十六審
 決定例
 第六十七審
 決定例
 第六十八審
 決定例
 第六十九審
 決定例
 第七十審
 決定例
 第七十一審
 決定例
 第七十二審
 決定例
 第七十三審
 決定例
 第七十四審
 決定例
 第七十五審
 決定例
 第七十六審
 決定例
 第七十七審
 決定例
 第七十八審
 決定例
 第七十九審
 決定例
 第八十審
 決定例
 第八十一審
 決定例
 第八十二審
 決定例
 第八十三審
 決定例
 第八十四審
 決定例
 第八十五審
 決定例
 第八十六審
 決定例
 第八十七審
 決定例
 第八十八審
 決定例
 第八十九審
 決定例
 第九十審
 決定例
 第九十一審
 決定例
 第九十二審
 決定例
 第九十三審
 決定例
 第九十四審
 決定例
 第九十五審
 決定例
 第九十六審
 決定例
 第九十七審
 決定例
 第九十八審
 決定例
 第九十九審
 決定例
 第一百審
 決定例



庁舎別館のクワ入れ式

人権相談 18日は
区人権相談は毎月第三曜
日午後一時から、区役所四
階相談室で。

結婚相談所で初の試み

いをめぐらうとする目的で、区
の事務相談所は、申込者約二五
〇人呼び掛けられ、五月、二十六
日の二回に分けて、区役所会議室で
話し合いの会を要す。

「時は五月、人は若人」をして
またの「シン・ブライド」(六月
花嫁)といふことにも生まれし
る程、△△の音楽が流れる会
場は若やいでいっているつばい。
会場のあちこちに散らねた春爛
の盛り花が一層なかやかなふ
いきに。

会は大開所所の司会に始り
山嵐さん、機嫌不美子さん同

●月12日から18日まで
七月一日に行なわれる補選区

思がつのよ」といふ項で、司
者から「思が強いのは、実情
ことであるといわれ、また結核
が起ると、ともかくノミクラス
紹介で、ともかく空氣の清い
ついでに場所を移して、趣味
グループで、相談所所員
中心に話し合いを進めた。」

●補充選挙人
名簿の受付

補充選舉人

▲清 掃 メモ

▼ゴミ容器に入る定時収集は、本年十月一日から実施予定だ。ただし一部地域は早期収集準備中。都民皆さんとの積極的協力をねがうが、清掃課へのご相談をお願いします。

▼ゴミの処理は、一日多くする問題や苦情を、一日も早く多くの問題の周知から一掃するために、大規模な改善をねらっています。

この新しい作業方法を実施します。清潔な生活環境、美しい町をつくりだすために、皆さんへの理解と協力をと心をかたくなにします。収集日時が確立しない、都民の苦情がなくなる、ゴミ収集が格段に良くなる、通行を妨げず安全にできる。①②③④

▼捨てる作業がスムーズに行なわれる。⑤皆さんへの生活環境の向上のため、先月文京区清掃課における清掃相談で、清掃課における清掃の進捗のために、区関係を保険機関の統合的な行政運営を保つ、相互調整による連携協働を促す見地から、新しい作業方法が中心に多方面より慎重かつ建設的な検討が加えられる。

△清掃メモ▽

をきたら話し合おうと聞くことになった。

▼「この区格相違訴訟の調べでは、昨年（昭和）は六十戸の成立が顕著、これは前形式な届出方式がないが当数の目標インコンナないが利用者は日平均五七

清津事は環境衛生施策の基となる。その効率的な運営に全を期したい。

▼新しい作業方法の実施と推進
ゴミの利用法や運動を推進したし、ゴミから資源ごとの回収の運びは、ゴミの中から有用物（紙類、空き缶、びんなど）を別け取り、都から配布する。利用者に任せておいては居る用度によって、団体で希望して買取をあけるにも、個人で回収する運動でも、

▼一家庭に準備がうづまるゴミ器は、ゴミを約四十分収容できる容量（約四〇リットル）のものがあるにすぎません。しかも、明確な新製品型にするには、その代用品も結構です。ふたあたるもので、新しい作り方で対応しているのをお使下さい。

▼経理的に恵まれない生活保護世帯は、ゴミを都が回収することにより貸与しますので事務所よりご相談下さい。

▼新製品の不足品を高価で売却したり、ゴミ箱を事務所の作業場に持ちこたりし服装などの作業者にまぎらわしい服装などをきたら話し合おうと聞くことになった。

りこむ悪質な業者を警戒しました。また、新しい作業方法は現在在籍のゴミ収集員がまずです。

これからは新規にゴミ箱を買ったりは及びません。

事務所では販売の取扱いをしませんが、環境省の「ごみ減量」で注目を集めています。

▼埋立地帯への不法投棄、道路沿空地に燃やした捨てる公衆衛生に欠ける者などと懸念するのは残念です。

これらの行為取締りを強化しようとするにも、捨てさせないことが重要です。

▼ゴミ箱にもより時枚数制のゴミ出しサービスに説明会を、先月2実施の日向公園に、地域主婦を対象とした多数のご参加を得る極めて心に、か協力力の発言が多く、細かく分づかれた大きなゴミ袋と要領を述べたこと、事業推進の責任を重んじた皆さんのご理解と協力を願っています。

▼清掃のことはこちら左記にお訪ねください。

東京都本部環境事務所
（日本橋区九） 03-394

請求権一年のびる

引揚者給付金等の支給

○終戦後の外地引揚者は昭和
延長
○請求権の消滅時効期間が一年
課へ問い合わせることも
一部が改正され、次の点が変わ
た。なおくわしくは区役所厚生
こんど引揚者給付金等支給給付
に外地で出生して終戦日まで
○終戦日以前六か月未満の外地
地居住者であつても、日本國
政府の命令によつて帰國するに
至つたものであるが、厚生大臣

求人受付開始

来春中・高
求人

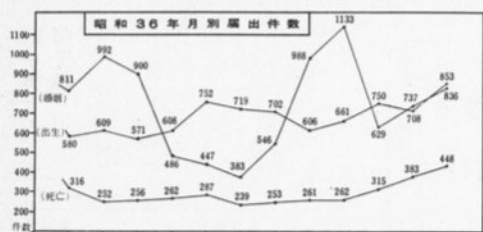
予防注射

コレラの
予防注射

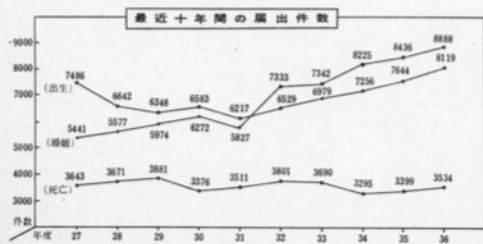
戸籍の

のA表でうかがえることは、結婚は十月・十一月・五月に多く夏期は少ない。また出生には婚姻との関連がうかがえる。

死因は寒い季節と暑い季節の好季節には比較的小な差があり、出生・死亡の曲線はほぼ同じような傾向がある。B表でうかがえることは、この出生率は毎年低下している。東京は一般に一年頃から増加しつつあるもののピークがまだ産後一二年の影響をうけた



昭和36年月別届出件数【A表】
(文京区に本籍のある者についての数字です)



最近10年間の届出件数【B表】
(文京区に本籍のある者についての数字です)

神明上地区民生委員に 松塚幸之助氏を委嘱

神明上地区民生委員に松塚幸之助氏が委嘱された。松氏は、神明上地区民生委員に委嘱された。松氏は、神明上地区民生委員に委嘱された。

商店従業員野球大会 まき商協組が初優勝

商店従業員野球大会、まき商協組が初優勝。大会は、商店従業員野球大会、まき商協組が初優勝。大会は、商店従業員野球大会、まき商協組が初優勝。



原町々会が優勝 区民体育祭おわる

原町々会が優勝、区民体育祭おわる。この日は、原町々会が優勝、区民体育祭おわる。この日は、原町々会が優勝、区民体育祭おわる。

制限給水で変則給食づく 家庭ではビタミンの補給を

制限給水で変則給食づく、家庭ではビタミンの補給を。制限給水で変則給食づく、家庭ではビタミンの補給を。制限給水で変則給食づく、家庭ではビタミンの補給を。

保健所などで 無料相談

保健所などで無料相談。保健所などで無料相談。保健所などで無料相談。保健所などで無料相談。

38年度までの 青少年委員さまる

学区ごとに一人あて

38年度までの青少年委員さまる、学区ごとに一人あて。38年度までの青少年委員さまる、学区ごとに一人あて。38年度までの青少年委員さまる、学区ごとに一人あて。

成績優秀従業員 二六六人を表彰

茗溪会館で表彰式

成績優秀従業員、二六六人を表彰、茗溪会館で表彰式。成績優秀従業員、二六六人を表彰、茗溪会館で表彰式。成績優秀従業員、二六六人を表彰、茗溪会館で表彰式。

青空都民相談 菊坂町路上で

青空都民相談、菊坂町路上で。青空都民相談、菊坂町路上で。青空都民相談、菊坂町路上で。青空都民相談、菊坂町路上で。



写真：青空都民相談所の相談風景

四中男女チーム が優勝

都中学校バスケット大会で

四中男女チームが優勝、都中学校バスケット大会で。四中男女チームが優勝、都中学校バスケット大会で。四中男女チームが優勝、都中学校バスケット大会で。

6月21日から 夏の健康を守る運動はじまる

6月21日から夏の健康を守る運動はじまる。6月21日から夏の健康を守る運動はじまる。6月21日から夏の健康を守る運動はじまる。

大塚小PTAが交通表彰受ける

大塚小PTAが交通表彰受ける。大塚小PTAが交通表彰受ける。大塚小PTAが交通表彰受ける。大塚小PTAが交通表彰受ける。

野外活動講習会 を開く

野外活動講習会を開く。野外活動講習会を開く。野外活動講習会を開く。野外活動講習会を開く。

異例の避難訓練 実施

異例の避難訓練実施。異例の避難訓練実施。異例の避難訓練実施。異例の避難訓練実施。



写真：避難訓練の様子

本郷図書館が休館
本郷図書館は七月、八月の二か
月間休館する。

文京廣報

—文京区役所発行—

東京都文京区役所
東京都文京区春日町2の20
電話 小石川827111
(毎月10,25日発行)
編集発行
区民課広報係

ひとり残らず投票しましょう

投票時間は午前七時から午後六時まで

文京区選挙管理委員会

児童扶養手当の改正

月額が増える

敬老金の受付

6月いっぱい

児童扶養手当法の一部を改正する法律がこのほど公布され、それにより本年五月から次のように改正された。

1 手当の月額額は児童一人の場合八千四百円(従前どおり)二人の場合は千四百円(千二百円)三人目からは一人について四百円(二百円)加算。

2 手当の受給資格者の所得制限は年十五万円(十三万円)に引き上げられた。カッコ内は従前の額。

敬老金の受付

6月いっぱい

都では毎年九月十五日の年よりの日に、満七十五歳以上の老人へひとり二千円の敬老金を支給している。こしも各地区の民生委員を通じて、該当する家庭に用紙をくばり、六月末までに回収することになっている。

該当者は明治二十年一月一日以

恵(ま)れ(な)い(子)を(林間)(学)校(へ)

お寺の好意で、庭も開放してくれ、そこで楽しい林間生活を過ごせ、というもの。

生活保護家庭の五年生、六年生の児童約百人で、先生、保健婦さんも同行する。

精神薄弱者をご家族に

お持ちの人のために

△相談は福祉事務所へ▽

精神障害者福祉法ができて二年になります。この法律を知らないために必要な保護を受けることができない人々がまだたくさんいることと思われます。

この法律で保護を受けることができるのは、十八歳以上（十八歳未満の児童・児童福祉法が適用される）で、知的能力が普通の人よりおとし、人々の生活ができない人々です。

去年の四月十七日から福祉事務所に届けられた精神障害者福祉法に規定され、この法律に規定されている人々に対しては、主たる保護は次のようなものです。

一、施設入所

十八歳以上の精神障害者を入所させて、保護を必要とする人々たちのために必要な指針を行なう責任が、この施設を精神障害者福祉施設とします。

現在この施設は少ないのでありますが、あき次郎は少なくて足りません。なお都府県で増設を計っています。

昭和 37 年 度

区民税 1 期分

納期は6月30日まで

もよりの銀行・郵便局か区役所・出張所に納めて下さい。

国民年金制度がさらに
改善されました。

負担する、と規定しております。新法は、右のほかに前年度中に免除された保険料の総額、二分の一に相当する額をも負担する、という新しい規定を加えたのであります。

加除者に対する国家負担の問題は本制度発出当時から懸念事項でありました。またその実態が一般から強く望まれていたことがであります。納付され

それが、国家負担をつけることになった関係上、免除期間一年に於いて三五〇円の割で計算した額を支給するに過ぎなかったであります。これは、九〇〇円と一、二〇〇円の平均数値の三分の一である額であります。

いま、納付済期間二八年、免除期間二年で、改正の前後に比較してみます。

母子福祉年金等にありましては、二人以上の義務教育終了前のは、子、孫、弟妹と生計を同じくしている場合は、二人目から一人人について、四〇〇〇円を基本額（三、〇〇〇円）に加算して支給することになつております。今同、この加算額を一人人について四、八〇〇円に引きあげるよう、改正いたしました。

一覽表が定められました。ところがこの一覽表の内容を分析しますと、納付滞り期間二〇年までは、一年に付て九〇〇円では、二〇〇円の割で計算してあります。そこで、こんどの改正を機会に、一覽表を廢して前述の計算方法によるよう、規定を改めたのであります。

さて、免除期間でありますが従来は年金額の算定について、

計が一三万円、受給終了後の生活費を維持する義務を終った前の子、孫、弟妹のある場合は一人につき三万円を加算した額)をこえる所得があるときは、年金の支給を停止することになつており、改正法は、この三万円を一万円に引きあげ、本年五月分から適用することにした。なお、明年は一八万円にまで引きあげる予定であります。

に、昭和三十三年四月一日現在で三十一歳を過ぎる方について、その方々の年令に応じ、二十四年から一〇年までに短縮してあてはめることになっております。この点は、従来と変わりありません。

(二) 老令年金額の算定については、免除期間は、納付済期間の三分の一の役割りを果すことになりました。

旧法においては、老令年金額は、納付済期間の三分の一の役割りを果すことになりました。

除をうけた方々に対する取り扱
りですが、大層有利になつたのであ
りますが、そのために免除の基
準が厳しくなつたといううなこ
とはありませんので、念のため
申し添えておきます。

福祉年金についての

改正

(一)本人の所得による制限の繰
返し、

取り扱い上の差異がなくなりました。

老年金金の受給資格要件としては、従来、納付済期間が二年以上であるか、一〇年以上の納付済期間と免除期間を合算した期間が二年以上であることを要求しておりました。改正法は、この二五年の全期間が免除期間であつても、支給できるように改めました。なお、右で述べた二五年という期

であります。この要件がはたされることが必要だと。また、免除期間が通算対象期間と算入されるように改められた（国民年金法第四十四条によつて、国民年金法第四十条の規定が改められた）ので、他の公的年金加入期間と国民年金免除期間とを合算した期間が二年以上であれば、両制度から通算老令年金を受け、通算退職年金の支給が受けられることになりました。

るものと考えられます。

それでは、この第八十五条の改正が、年金法の他の部分に、どのような変改をなげたのであり、どのようなか。その主なるものをひらべてみます。

〔老令年金の支給をうけることができないかどうかを定めるについで、保険料納付済期間と保険料免除期間（以下たんに納付済期間、免除期間という。）との間

(改 正)

$$+ \left(\frac{900 \text{ 円} \times 2}{1,200 \text{ 円}} \times \dots \right)$$

(改 正)

$$+ \left(\frac{900 \text{ 円} \times 2}{1,200 \text{ 円}} \times \dots \right)$$

ない保険料に対して、国庫負担金をつけることは他の社会保険制度に例をみないことで、低い所得の方々の所得保険

前)
7,600円
= 18,000円
= 9,600円
後)
1,800円
= 18,000円
= 9,600円

E	D	C	B	A	
三〇、〇〇、〇〇円	二二、〇〇、〇〇円	二〇、〇〇、〇〇円	二〇、〇〇、〇〇円	八、〇〇、〇〇円	年金額
二六、四〇、〇〇円	二六、四〇、〇〇円	一六、八〇、〇〇円	二二、〇〇、〇〇円	二二、〇〇、〇〇円	年福金額
全額支給停止	四、支四〇、〇〇円	四、支四〇、〇〇円	二、支四〇、〇〇円	二、支四〇、〇〇円	改正後
全額支給停止	四、支四〇、〇〇円	四、支四〇、〇〇円	二、支四〇、〇〇円	二、支四〇、〇〇円	改正前

四、配偶者の公的年金受給に
 対し、旧軍人またはその遺族に
 支給されるものがあるときは、
 前条第二四、〇〇円という額
 は七〇、〇〇円におきかへ
 て計算することとなつておき
 ます。
 普通の公的年金の受給者に例
 をとりますと左のとおりであ
 ります。
 国民年金

とることは福祉年金の額に比べる。表A②福祉年金の額は、二四、〇〇〇円及び公的年金の額をこえるときは、福祉年金の額と公的年金の差額を合わせた額（表D）というように改められた。表Dというようにこれは、すなわちとも月二、〇〇〇円、二四、〇〇〇円程度のものを保障しよ、という考えに基づいて改められた。なお、この公的年金が福祉給付に充てられることは、国民年金法が昭和五十二年四月に改定されて、国民年金制度そのもの発来、着た社会保障の途をたどっていることは充分に理解されるところと存じます。これは、やむを得ないとして、昨年五月保険料を納付したまつてから、一年を経過したまつたが、したがって、五月から生じた保障事故としては、拠出額の母体金、障害年金、遺児年金等給が開始されたわけです。

公的年金の停給を申し立てるまでもなく、無期限に停給するわけではあります。旧法が、福祉年金では、公的年金の額が、福祉年金の額を充てあつていき、福祉年金は全部納付停止とすることでありました。新法は、公的年金福祉年金と同一視し、公的年金未満のときは、公的年金の額と二四、〇〇〇円の差額を供給した。ただしその差額が、(日本年金機構)に納付済みの場合は、納付済の額を超過する部分については届出がなくとも、この方式で額の訂正を行ない、公的年金の修正によつて福祉年金の全額または一部につき給付給付が発生するときは、納付給付書を提出していただく必要があります。その時期については九月までお問い合わせください。

結果、年金の必要額は、母子世帯において、平均で約10万円に達している。しかも、年金の明細が不明な世帯で、年金の一般的引当の額と切りはなす、本年の五月分から増額するにいたしたのである。この点については、児童扶養手当の点については、児童扶養手当も同じ基準にあるので、同様にも増額措置を講ずるべく、問題を一同したのであります（別項参照）。

田中： 既述の一方、母子世帯を受給しているところの方が支給を受ける福祉手当が、六、〇〇〇円を限って、一部支給が停止するなっております。ところが、本人が公的年金をうけて、合であるところ、ある程度手当を併給するところ、改正されたことは、前項で説明しておりますことと、一致しておりますから、この支給制限は、

一作平厚主首を、福地平金の一
より明良の首を

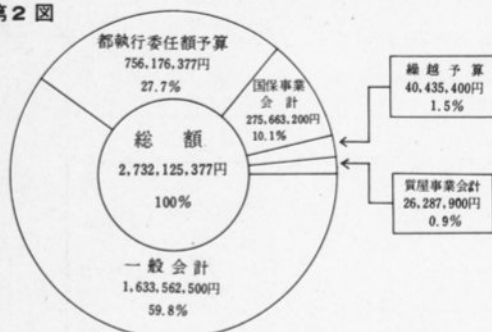
持を費に困っている人、自立した生活を送っているが、民事事件の扶助の申し込みに受けること、申し込みにあらずに事実上受けていること、事件が救助に値していないこと、事件が救助に値していることなど、審査をする。扶助決定にかなうと認めると合意を以て決定し、決定が不都合と判断した場合に弁護士を依頼し、これらの費用を立替ねるといふ仕組みになっている。事件解決後の返却方法は立替金の場合には返却方法は一律を一時払いに、分別貸し込みになっている。

▼申し込み場所
 ◆新居生活館：新居区東町十五丁目五番八〇九〇五〇生活館
 ◆大田区馬場八丁目五番生活館
 ◆大田区馬場六丁目五番生活館
 ◆葛飾区本木四丁目五番生活館
 ◆墨田区三丁目三番生活館
 ◆江戸区水戸三丁目三番生活館
 ◆中伏区小田原一丁目五番電話九四四七
 ◆最寄りの所へ申し込める。

東京都文京区役所
東京都文京区春日町2の20
電話 小石川 827 111

—文京区役所発行—

第2图



	36年度予算額	35年度予算額	比 較
一般会計	1,633,562,500	1,234,184,000	399,378,500
質屋事業会計	26,287,900	35,953,700	△ 9,665,800
国民健康保険 事業会計	275,663,200	222,416,200	53,247,000
合 計	1,935,513,600	1,492,553,900	442,959,700

算総額を占めて一・五兆とそれぞれ
の規模を占めております。
昭和三十五年度における繰上
算規模と比較いたしますと、一
兆二、〇〇五・一三三・五兆飛躍的な
増加となっております。わが国
の経済の推移とともに東京区財
政も年々増加の傾向をたどつて
まいりました。
これを一般、特別会計別に簡

Horizontal bar chart comparing Budget (予算額) and Actual (決算額) for 'Income' (才入) and 'Output' (才出) across the years 1932, 1933, 1934, 1936, and 1935. The chart also includes data for the 1936 Budget (昭和36年度予算額) and 1936 Actual (昭和36年度執行額).

Legend:

- 予算額 (Budget)
- 決算額 (Actual)
- 昭和36年度予算額 (1936 Budget)
- 昭和36年度執行額 (1936 Actual)

Year	Category	Budget (予算額)	Actual (決算額)	1936 Budget (昭和36年度予算額)	1936 Actual (昭和36年度執行額)
昭和32年度	才入	10	10	-	-
33	才入	10	10	-	-
34	才入	10	10	-	-
36	才入	10	10	-	-
35	才入	10	10	-	-
昭和32年度	才出	10	10	-	-
33	才出	10	10	-	-
34	才出	10	10	-	-
36	才出	10	10	-	-
35	才出	10	10	-	-

昭和36年度一般会計財源表

科 目	昭和36年度予算額	特 定 財 源 内 訳							差 引 一 般	
		財産収入	使用料	手数料	国庫支出金	都支出金	寄付金	雑収入	計	財産充当額
議 会 費	47,677,600								0	47,677,600
区 役 所 費	299,068,700				3,922,500			5,008,600	8,931,100	290,137,600
出 張 所 費	35,034,400		581,100	1,703,000					2,284,100	32,750,300
土 木 費	200,344,800		12,721,100	13,000		60,000		80,514,100	93,308,200	107,036,600
教 育 費	629,235,500		4,570,000	126,000		176,101,800	1,430,000	948,400	183,176,200	446,059,300
民生事業費	35,885,400		28,800		2,162,800	747,200		24,899,200	27,838,000	8,047,400
産業経済費	28,221,800		750,100	157,200		412,000		27,774,800	29,094,000	872,300 △
通 学 費	2,889,000					239,000			239,000	2,650,000
財 産 費	248,885,200	586,500						55,484,500	56,071,000	192,814,200
公会堂管理費	20,191,100		32,928,900					113,800	33,042,700	12,851,600 △
贈 支 出 金	55,373,300	484,200		10,796,800		846,600		11,056,800	23,184,400	32,188,900
予 備 費	6,000,000								0	6,000,000
保育事業費	24,755,700					7,401,700		7,000	7,408,700	17,347,000
合 計	1,633,562,500	1,070,700	51,580,000	12,790,000	6,085,300	185,898,300	1,430,000	205,807,200	464,577,500	1,168,985,000
一般財源の内訳									特別地区税金 繰越基金 財政平衡交付金	888,369,800 174,239,600 1,062,609,400

(一) 昭和三十六年度当初
及び追加予算の概況

昭和三十六年度一般会計の最終予算総額及び財務関係は「第表」の示すとおりで、その規模（平成三十二年）になりまして、財源の主なる持宝さるる

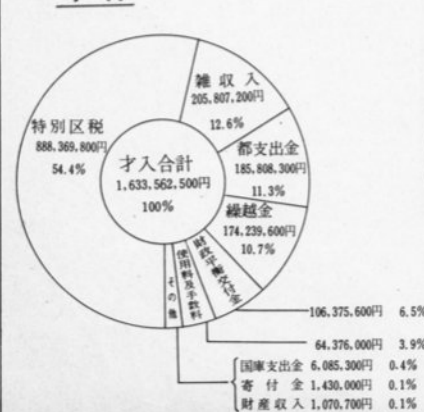
図に示す通りである。第一、四に示す通りであり、第三に示す通りであります。これは一般財源、特別財源とに区分して歳出経費に充てたいしますと、「第四圖」次頁に示すようになります。

昭和三十六年度追加更正予算の経過をわしたものが「第二表」を示す通りです。三十六年度下期においては、表の示す

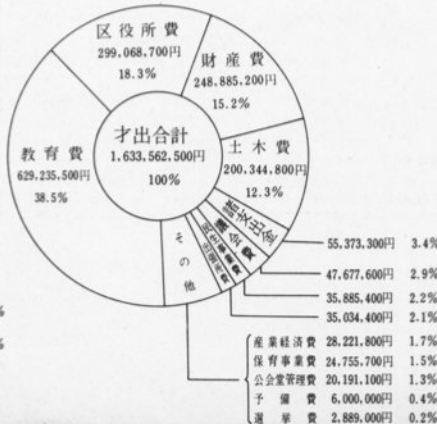
成いたしました。この内容は総合庁舎別館建設工事費関係の第一別館として若(ベハ)別館は、鉄骨コンクリート、地下二階、地上四階、延面積約一、七〇〇坪を予定しています。

地階、一、二階は区役所施設及び事務室、三、四階は対区民の公共施設を予定しています。出張費では大原、沙見両出

才入



才出



は、強制的な増徴、土庫費が過剰に、道路修繕費、教育費には決助助費、民権被害者復旧費、学校建設費、国民生活改善費、青年団紙面購入費、水害対策費及び青年団紙面購入費の経費を追加で計上し、特別区（第五區）議決。この財源は特別区、都庁支出、補入、財政平衡交付金を充てる。

第三十號議決は昭和三十三年十月一日実施した期と三十二年十月一日までの期との給付額に比例する人員費三千二百円、この財源は全額が政平衛生会を充てた。

第六六號議決は三十六年度基準年度正税額不足額を減収率正しく要綱に大用額を減収率正しく、 $\frac{1}{2}$ の0.7500を追加い

た。この主なものは、昭和十五年記念公園改築に立金五〇万円、総合庁舎建設積金一〇〇万円、市土木事業のロードローリヤー、座車補充等費を追いつけ、減収更正主なるもの國民年印刷紙面購入費、國民年印刷紙面整頓費用二、三萬圓、総合庁舎別荘建設費の区内不超過三、四萬圓等であります。この財源は特別区、都庁支出、補入、財政平衡交付金等であり、

なお、前年度月別比較により、比較年度の月別比較表「B表」「C表」とのとり

第 2 表

昭和36年度一般会計歳入歳出追加更正予算

(1) 歳 入

(単位円)

区 分 議決番号 課 目	当 初 予 算			追 加 予 算			追 加 更 正 予 算					合 計 (最終予算額)
	第 19 号	第 20 号	第 30 号	第 38 号	第 42 号	第 53 号	第 22 号	第 26 号				
	36.	3.	29	36. 7. 7	36. 9. 30	36. 12. 7	37. 3. 14	37. 3. 31				
特 別 区 税	578,853,600	88,627,800			49,504,800	64,757,700		106,625,900	888,369,800			
財 産 収 入	1,228,200							△ 157,500	1,070,700			
使用料及手数料	53,845,600				7,000,000			3,530,400	64,376,000			
国 庫 支 出 金	5,396,300		100					688,900	6,085,300			
都 支 出 金	7,110,900	36,000	113,293,600	52,383,500	11,730,500	6,674,600		△ 5,420,800	185,808,300			
寄 付 金	100							1,429,900	1,430,000			
雑 収 入	60,554,800	30,064,600	19,694,500	100,900	50,197,900	32,803,400	△ 445,400	12,836,500	205,807,200			
繰 越 金	5,000,000			163,539,100	5,700,500				174,239,600			
財政平衡交付金			28,849,400		31,855,600	12,803,800	24,317,400	8,549,400	106,375,600			
歳 入 合 計	711,989,500	118,728,400	161,837,600	216,023,500	155,989,300	117,039,500	23,872,000	128,082,700	1,633,562,500			

(2) 歳 出

(単位円)

区 分 議決番号 課決年月日 科 目	当 初 予 算			追加予算	追 加 更 正 予 算					合 計 (最終予算額)
	第 19 号	第 20 号	第 30 号	第 38 号	第 42 号	第 53 号	第 22 号	第 26 号		
	36.	3.	29	36. 7. 7	36. 9. 30	36. 12. 7	37. 3. 14	37. 3. 31		
議 会 費	47,500,600				177,000				47,677,600	
区 役 所 費	258,783,000	5,766,000		8,619,000	2,628,600	57,788,800	15,941,300	△ 50,458,000	299,068,700	
出 張 所 費	2,695,300	10,365,200			12,665,900	8,810,200		497,800	35,034,400	
土 木 費	63,484,300	18,615,900	17,976,300	25,387,900	62,538,000	8,121,500	△ 2,265,400	6,486,300	200,344,800	
教 育 費	251,260,900	47,960,800	107,788,800	178,344,400	52,369,600	9,350,800	9,320,200	△ 27,150,000	629,235,500	
民 生 事 業 費	9,573,300	342,000	19,623,600	163,800	2,537,800	23,110,800		△ 19,465,900	35,885,400	
産 業 経 済 費	17,818,600				10,235,200	168,000			28,221,800	
選 挙 費	2,011,600				877,400				2,889,000	
財 産 費	1,327,400	30,358,500			599,300			216,600,000	248,885,200	
公会堂管理費	12,499,000	5,100,000			2,582,600		△ 603,100	612,600	20,191,100	
諸 支 出 金	39,035,500	230,000	129,900	2,646,400	7,910,400	4,124,600	380,900	915,600	55,373,300	
予 備 費	6,000,000								6,000,000	
保 育 事 業 費			16,319,000	862,000	867,500	5,564,800	1,098,100	44,300	24,755,700	
歳 出 合 計	711,989,500	118,728,400	161,837,600	216,023,500	155,989,300	117,039,500	23,872,000	128,082,700	1,633,562,500	

(二)

収入及び支出の概況

「第3表」は目的別に予算額と実績とを対照し、その差額を説明するものである。以下その概況を説明する。

「歳入」は、歳入の増減を説明するものである。以下その概況を説明する。

「歳出」は、歳出の増減を説明するものである。以下その概況を説明する。

「歳入」は、歳入の増減を説明するものである。以下その概況を説明する。

「歳出」は、歳出の増減を説明するものである。以下その概況を説明する。

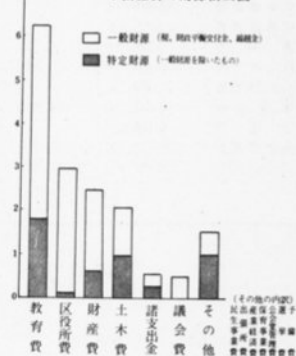
C 表

(単位円)

科 目	A36年度予算額	B35年度予算額	増減 A-B
議会費	47,677,600	44,426,500	3,251,100
区役所費	299,068,700	257,555,400	41,513,300
出張所費	35,034,400	11,658,100	23,376,300
土木費	200,344,800	104,073,000	96,271,800
教育費	629,235,500	673,460,000	△ 44,224,500
民生事業費	35,885,400	9,451,500	26,433,900
産業経済費	28,221,800	18,840,600	9,381,200
選挙費	2,889,000	4,265,000	△ 1,376,000
財産費	248,885,200	37,257,400	211,627,800
公会堂管理費	20,191,100	15,870,800	4,320,300
諸支出金	55,373,300	45,871,400	9,501,900
予備費	6,000,000	6,000,000	0
保育事業費	24,755,700	5,455,200	19,300,500
歳出合計	1,633,562,500	1,234,184,900	399,377,600

B 表

年 度	予 算 額	指 数
昭和32年度	971,861,700	100
33	1,308,746,100	134
34	1,213,346,800	124
35	1,234,184,900	126
36	1,633,562,500	168

第4図 昭和36年度一般会計予算
才出経費の財源構成図

第 3 表

一般会計歳入歳出予算執行状況

(1) 歳 入

(単位円)

科 目	予 算			収 入 額	収入割合	差引過不足額
	当 初 予 算	追加更正予算	繰越予算充当額			
特別区税	667,481,400	220,888,400		834,516,921	93.9	△ 53,852,879
財産収入	1,228,200	△ 157,500		1,070,700	102.2	23,232
使用料及手数料	53,845,600	10,530,400		64,376,000	81.6	△ 11,815,966
国庫支出金	5,396,300		689,000	6,085,300	2,482,690	40.8
都支出金	7,146,900	178,661,400		137,842,972	74.1	△ 47,965,328
寄付金	100	1,429,900		1,430,000	30,000	2.1
雑収入	90,619,400	115,187,800		205,807,200	183,655,067	89.2
繰越金	5,000,000	169,239,600	40,435,400	214,675,000	214,675,001	100.0
財政平衡交付金		106,375,600		106,375,600	83,635,727	78.6
歳入合計	830,717,900	802,844,600	40,435,400	1,673,997,900	1,510,492,344	90.2

(單位円)

[illegible]

昭和36年度一般会計予算執行状況



(單位円)

第 4 表

繰越予算の状況

表」のとおりです。

(單位円)

D 4

(單位円)

(三) 都予算執行委任額の

(單位円)

第三 住民負担の

第 8 表 区民負担の概況

第 6 表 都予算執行委任額執行状況

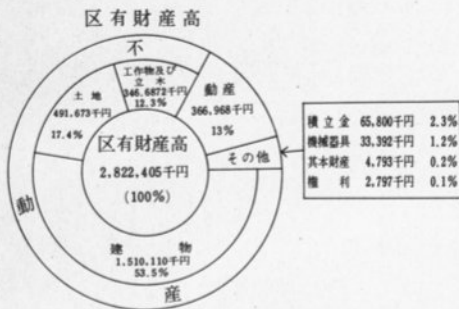
第四 公益質屋事業
及び国民健康保険
事業の経理概況

(一) 公益質屋事業会計

F 表

	金 額	件 数	利用者 延人員
36年10月1日現在	8,277,240	4,784	
37年3月31日現在	10,009,700	3,762	2,867
返還額	11,288,340	4,908	2,935
差引在庫高	6,998,600	3,638	

第6図



第9表 昭和36年度質屋事業会計歳入歳出予算執行状況 (単位円)

科 目	予 算 現 額		予 算 総 額	収入 済 額	収入割合	差引過不足額
	当初予算	追加更正予算	計	に対する割合		
事業収入	26,881,500	△4,525,000	22,356,500	85.0	21,618,327	96.7
返還金	24,000,000	△4,220,000	19,780,000	75.2	19,155,030	96.8
雑収入	2,881,500	△305,000	2,576,500	9.8	2,463,297	95.6
繰越金	3,000,000	931,400	3,931,400	15.0	3,931,487	100.0
繰越金	3,000,000	931,400	3,931,400	15.0	3,931,487	100.0
歳入合計	29,881,500	△3,593,600	26,287,900	100	25,549,814	97.2

(2) 歳 出

科 目	予 算 現 額		予 算 総 額	支出 済 額	支出割合	差引残額
	当初予算	追加更正予算	計	に対する割合		
事業費	26,721,800	△3,950,600	22,771,200	88.4	21,830,199	94.0
事務費	1,590,500	91,900	1,682,400	6.8	1,618,683	96.2
業務費	24,768,800	△3,837,400	20,931,400	80.4	20,054,226	95.0
諸 費	362,500	△205,100	157,400	1.2	157,290	50.0
予 備 費	3,159,700	357,000	3,516,700	11.6	0	3,058,533
予 備 費	3,159,700	357,000	3,516,700	11.6	0	3,058,533
歳出合計	29,881,500	△3,593,600	26,287,900	100	21,830,199	83.0

第10表 昭和36年度国民健康保険事業会計歳入歳出執行状況 (単位円)

科 目	予 算 現 額		予 算 総 額	収入 済 額	収入割合	差引過不足額
	当初予算	追加更正予算	計	に対する割合		
国民健康保険料	88,501,500		88,501,500	32.1	86,725,160	98.0
使用料及手数料	17,500		17,500		30,920	176.7
国庫支出金	97,196,100	4,036,600	101,232,700	36.7	64,007,007	63.2
都 支 出 金	81,236,900	△5,951,200	75,285,700	27.3	46,902,000	62.3
繰越金	100	10,037,000	10,037,100	3.7	10,037,173	100.0
雑収入	573,400	15,300	588,700	0.2	1,375,196	233.5
歳入合計	267,525,500	8,137,700	275,663,200	100	209,077,456	75.8

(2) 歳 出

科 目	予 算 現 額		予 算 総 額	支出 済 額	収入割合	差引残額
	当初予算	追加更正予算	計	に対する割合		
区 役 所 費	17,034,900	1,303,000	18,337,900	6.7	17,323,750	94.0
保険給付費	236,001,700	4,036,600	240,038,300	87.1	168,948,981	70.4
保険施設費	851,600		851,600	0.3	427,872	50.2
徴 収 費	7,752,000	999,900	8,751,900	3.2	8,266,722	94.4
諸 支 出 金	1,359,300	939,200	2,298,500	0.8	1,757,315	76.5
予 備 費	4,526,000	859,000	5,385,000	1.9	0	5,385,000
歳出合計	267,525,500	8,137,700	275,663,200	100	196,724,640	71.4

第11表 区有財産種類別現在額 37.1.1現在

区 分	数 量	価 格
基本財産	株券、債券、現金	4,793,000
積立金		65,800,000
不 動 産	土地 30,567坪	491,673,000
	建物 5,670本	2,434,000
	構築物 48,685坪	1,510,110,000
	工作物 3,659件	344,438,000
機械器具	29件	33,392,000
備 用 金	電話加入権 82口	2,797,000
合 計	45,261件	366,968,000
合 計		2,822,405,000

(二) 国民健康保険事業

前回の報告申し上げた当初予算(昭和36年度)に、(一)歳入(二)歳出(三)歳入(四)歳出(五)歳入(六)歳出(七)歳入(八)歳出(九)歳入(十)歳出(十一)歳入(十二)歳出(十三)歳入(十四)歳出(十五)歳入(十六)歳出(十七)歳入(十八)歳出(十九)歳入(二十)歳出(二十一)歳入(二十二)歳出(二十三)歳入(二十四)歳出(二十五)歳入(二十六)歳出(二十七)歳入(二十八)歳出(二十九)歳入(三十)歳出(三十一)歳入(三十二)歳出(三十三)歳入(三十四)歳出(三十五)歳入(三十六)歳出(三十七)歳入(三十八)歳出(三十九)歳入(四十)歳出(四十一)歳入(四十二)歳出(四十三)歳入(四十四)歳出(四十五)歳入(四十六)歳出(四十七)歳入(四十八)歳出(四十九)歳入(五十)歳出(五十一)歳入(五十二)歳出(五十三)歳入(五十四)歳出(五十五)歳入(五十六)歳出(五十七)歳入(五十八)歳出(五十九)歳入(六十)歳出(六十一)歳入(六十二)歳出(六十三)歳入(六十四)歳出(六十五)歳入(六十六)歳出(六十七)歳入(六十八)歳出(六十九)歳入(七十)歳出(七十一)歳入(七十二)歳出(七十三)歳入(七十四)歳出(七十五)歳入(七十六)歳出(七十七)歳入(七十八)歳出(七十九)歳入(八十)歳出(八十一)歳入(八十二)歳出(八十三)歳入(八十四)歳出(八十五)歳入(八十六)歳出(八十七)歳入(八十八)歳出(八十九)歳入(九十)歳出(九十一)歳入(九十二)歳出(九十三)歳入(九十四)歳出(九十五)歳入(九十六)歳出(九十七)歳入(九十八)歳出(九十九)歳入(一百)歳出(一百一)歳入(一百二)歳出(一百三)歳入(一百四)歳出(一百五)歳入(一百六)歳出(一百七)歳入(一百八)歳出(一百九)歳入(二百)歳出(二百一)歳入(二百二)歳出(二百三)歳入(二百四)歳出(二百五)歳入(二百六)歳出(二百七)歳入(二百八)歳出(二百九)歳入(三百)歳出(三百一)歳入(三百二)歳出(三百三)歳入(三百四)歳出(三百五)歳入(三百六)歳出(三百七)歳入(三百八)歳出(三百九)歳入(四百)歳出(四百一)歳入(四百二)歳出(四百三)歳入(四百四)歳出(四百五)歳入(四百六)歳出(四百七)歳入(四百八)歳出(四百九)歳入(五百)歳出(五百一)歳入(五百二)歳出(五百三)歳入(五百四)歳出(五百五)歳入(五百六)歳出(五百七)歳入(五百八)歳出(五百九)歳入(六百)歳出(六百一)歳入(六百二)歳出(六百三)歳入(六百四)歳出(六百五)歳入(六百六)歳出(六百七)歳入(六百八)歳出(六百九)歳入(七百)歳出(七百一)歳入(七百二)歳出(七百三)歳入(七百四)歳出(七百五)歳入(七百六)歳出(七百七)歳入(七百八)歳出(七百九)歳入(八百)歳出(八百一)歳入(八百二)歳出(八百三)歳入(八百四)歳出(八百五)歳入(八百六)歳出(八百七)歳入(八百八)歳出(八百九)歳入(九百)歳出(九百一)歳入(九百二)歳出(九百三)歳入(九百四)歳出(九百五)歳入(九百六)歳出(九百七)歳入(九百八)歳出(九百九)歳入(一千)歳出(一千一)歳入(一千二)歳出(一千三)歳入(一千四)歳出(一千五)歳入(一千六)歳出(一千七)歳入(一千八)歳出(一千九)歳入(二千)歳出(二千一)歳入(二千二)歳出(二千三)歳入(二千四)歳出(二千五)歳入(二千六)歳出(二千七)歳入(二千八)歳出(二千九)歳入(三千)歳出(三千一)歳入(三千二)歳出(三千三)歳入(三千四)歳出(三千五)歳入(三千六)歳出(三千七)歳入(三千八)歳出(三千九)歳入(四千)歳出(四千一)歳入(四千二)歳出(四千三)歳入(四千四)歳出(四千五)歳入(四千六)歳出(四千七)歳入(四千八)歳出(四千九)歳入(五千)歳出(五千一)歳入(五千二)歳出(五千三)歳入(五千四)歳出(五千五)歳入(五千六)歳出(五千七)歳入(五千八)歳出(五千九)歳入(六千)歳出(六千一)歳入(六千二)歳出(六千三)歳入(六千四)歳出(六千五)歳入(六千六)歳出(六千七)歳入(六千八)歳出(六千九)歳入(七千)歳出(七千一)歳入(七千二)歳出(七千三)歳入(七千四)歳出(七千五)歳入(七千六)歳出(七千七)歳入(七千八)歳出(七千九)歳入(八千)歳出(八千一)歳入(八千二)歳出(八千三)歳入(八千四)歳出(八千五)歳入(八千六)歳出(八千七)歳入(八千八)歳出(八千九)歳入(九千)歳出(九千一)歳入(九千二)歳出(九千三)歳入(九千四)歳出(九千五)歳入(九千六)歳出(九千七)歳入(九千八)歳出(九千九)歳入(一万)歳出(一万一)歳入(一万二)歳出(一万三)歳入(一万四)歳出(一万五)歳入(一万六)歳出(一万七)歳入(一万八)歳出(一万九)歳入(二万)歳出(二万一)歳入(二万二)歳出(二万三)歳入(二万四)歳出(二万五)歳入(二万六)歳出(二万七)歳入(二万八)歳出(二万九)歳入(三万)歳出(三万一)歳入(三万二)歳出(三万三)歳入(三万四)歳出(三万五)歳入(三万六)歳出(三万七)歳入(三万八)歳出(三万九)歳入(四万)歳出(四万一)歳入(四万二)歳出(四万三)歳入(四万四)歳出(四万五)歳入(四万六)歳出(四万七)歳入(四万八)歳出(四万九)歳入(五万)歳出(五万一)歳入(五万二)歳出(五万三)歳入(五万四)歳出(五万五)歳入(五万六)歳出(五万七)歳入(五万八)歳出(五万九)歳入(六万)歳出(六万一)歳入(六万二)歳出(六万三)歳入(六万四)歳出(六万五)歳入(六万六)歳出(六万七)歳入(六万八)歳出(六万九)歳入(七万)歳出(七万一)歳入(七万二)歳出(七万三)歳入(七万四)歳出(七万五)歳入(七万六)歳出(七万七)歳入(七万八)歳出(七万九)歳入(八万)歳出(八万一)歳入(八万二)歳出(八万三)歳入(八万四)歳出(八万五)歳入(八万六)歳出(八万七)歳入(八万八)歳出(八万九)歳入(九万)歳出(九万一)歳入(九万二)歳出(九万三)歳入(九万四)歳出(九万五)歳入(九万六)歳出(九万七)歳入(九万八)歳出(九万九)歳入(十万)歳出(十万一)歳入(十万二)歳出(十万三)歳入(十万四)歳出(十万五)歳入(十万六)歳出(十万七)歳入(十万八)歳出(十万九)歳入(十一万)歳出(十一万一)歳入(十一万二)歳出(十一万三)歳入(十一万四)歳出(十一万五)歳入(十一万六)歳出(十一万七)歳入(十一万八)歳出(十一万九)歳入(十二万)歳出(十二万一)歳入(十二万二)歳出(十二万三)歳入(十二万四)歳出(十二万五)歳入(十二万六)歳出(十二万七)歳入(十二万八)歳出(十二万九)歳入(十三万)歳出(十三万一)歳入(十三万二)歳出(十三万三)歳入(十三万四)歳出(十三万五)歳入(十三万六)歳出(十三万七)歳入(十三万八)歳出(十三万九)歳入(十四万)歳出(十四万一)歳入(十四万二)歳出(十四万三)歳入(十四万四)歳出(十四万五)歳入(十四万六)歳出(十四万七)歳入(十四万八)歳出(十四万九)歳入(十五万)歳出(十五万一)歳入(十五万二)歳出(十五万三)歳入(十五万四)歳出(十五万五)歳入(十五万六)歳出(十五万七)歳入(十五万八)歳出(十五万九)歳入(十六万)歳出(十六万一)歳入(十六万二)歳出(十六万三)歳入(十六万四)歳出(十六万五)歳入(十六万六)歳出(十六万七)歳入(十六万八)歳出(十六万九)歳入(十七万)歳出(十七万一)歳入(十七万二)歳出(十七万三)歳入(十七万四)歳出(十七万五)歳入(十七万六)歳出(十七万七)歳入(十七万八)歳出(十七万九)歳入(十八万)歳出(十八万一)歳入(十八万二)歳出(十八万三)歳入(十八万四)歳出(十八万五)歳入(十八万六)歳出(十八万七)歳入(十八万八)歳出(十八万九)歳入(十九万)歳出(十九万一)歳入(十九万二)歳出(十九万三)歳入(十九万四)歳出(十九万五)歳入(十九万六)歳出(十九万七)歳入(十九万八)歳出(十九万九)歳入(二十万)歳出(二十万一)歳入(二十万二)歳出(二十万三)歳入(二十万四)歳出(二十万五)歳入(二十万六)歳出(二十万七)歳入(二十万八)歳出(二十万九)歳入(二十一万)歳出(二十一万一)歳入(二十一万二)歳出(二十一万三)歳入(二十一万四)歳出(二十一万五)歳入(二十一万六)歳出(二十一万七)歳入(二十一万八)歳出(二十一万九)歳入(二十二万)歳出(二十二万一)歳入(二十二万二)歳出(二十二万三)歳入(二十二万四)歳出(二十二万五)歳入(二十二万六)歳出(二十二万七)歳入(二十二万八)歳出(二十二万九)歳入(二十三万)歳出(二十三万一)歳入(二十三万二)歳出(二十三万三)歳入(二十三万四)歳出(二十三万五)歳入(二十三万六)歳出(二十三万七)歳入(二十三万八)歳出(二十三万九)歳入(二十四万)歳出(二十四万一)歳入(二十四万二)歳出(二十四万三)歳入(二十四万四)歳出(二十四万五)歳入(二十四万六)歳出(二十四万七)歳入(二十四万八)歳出(二十四万九)歳入(二十五万)歳出(二十五万一)歳入(二十五万二)歳出(二十五万三)歳入(二十五万四)歳出(二十五万五)歳入(二十五万六)歳出(二十五万七)歳入(二十五万八)歳出(二十五万九)歳入(二十六万)歳出(二十六万一)歳入(二十六万二)歳出(二十六万三)歳入(二十六万四)歳出(二十六万五)歳入(二十六万六)歳出(二十六万七)歳入(二十六万八)歳出(二十六万九)歳入(二十七万)歳出(二十七万一)歳入(二十七万二)歳出(二十七万三)歳入(二十七万四)歳出(二十七万五)歳入(二十七万六)歳出(二十七万七)歳入(二十七万八)歳出(二十七万九)歳入(二十八万)歳出(二十八万一)歳入(二十八万二)歳出(二十八万三)歳入(二十八万四)歳出(二十八万五)歳入(二十八万六)歳出(二十八万七)歳入(二十八万八)歳出(二十八万九)歳入(二十九万)歳出(二十九万一)歳入(二十九万二)歳出(二十九万三)歳入(二十九万四)歳出(二十九万五)歳入(二十九万六)歳出(二十九万七)歳入(二十九万八)歳出(二十九万九)歳入(三十万)歳出(三十万一)歳入(三十万二)歳出(三十万三)歳入(三十万四)歳出(三十万五)歳入(三十万六)歳出(三十万七)歳入(三十万八)歳出(三十万九)歳入(三十一万)歳出(三十一万一)歳入(三十一万二)歳出(三十一万三)歳入(三十一万四)歳出(三十一万五)歳入(三十一万六)歳出(三十一万七)歳入(三十一万八)歳出(三十一万九)歳入(三十二万)歳出(三十二万一)歳入(三十二万二)歳出(三十二万三)歳入(三十二万四)歳出(三十二万五)歳入(三十二万六)歳出(三十二万七)歳入(三十二万八)歳出(三十二万九)歳入(三十三万)歳出(三十三万一)歳入(三十三万二)歳出(三十三万三)歳入(三十三万四)歳出(三十三万五)歳入(三十三万六)歳出(三十三万七)歳入(三十三万八)歳出(三十三万九)歳入(三十四万)歳出(三十四万一)歳入(三十四万二)歳出(三十四万三)歳入(三十四万四)歳出(三十四万五)歳入(三十四万六)歳出(三十四万七)歳入(三十四万八)歳出(三十四万九)歳入(三十五万)歳出(三十五万一)歳入(三十五万二)歳出(三十五万三)歳入(三十五万四)歳出(三十五万五)歳入(三十五万六)歳出(三十五万七)歳入(三十五万八)歳出(三十五万九)歳入(三十六万)歳出(三十六万一)歳入(三十六万二)歳出(三十六万三)歳入(三十六万四)歳出(三十六万五)歳入(三十六万六)歳出(三十六万七)歳入(三十六万八)歳出(三十六万九)歳入(三十七万)歳出(三十七万一)歳入(三十七万二)歳出(三十七万三)歳入(三十七万四)歳出(三十七万五)歳入(三十七万六)歳出(三十七万七)歳入(三十七万八)歳出(三十七万九)歳入(三十八万)歳出(三十八万一)歳入(三十八万二)歳出(三十八万三)歳入(三十八万四)歳出(三十八万五)歳入(三十八万六)歳出(三十八万七)歳入(三十八万八)歳出(三十八万九)歳入(三十九万)歳出(三十九万一)歳入(三十九万二)歳出(三十九万三)歳入(三十九万四)歳出(三十九万五)歳入(三十九万六)歳出(三十九万七)歳入(三十九万八)歳出(三十九万九)歳入(四十万)歳出(四十万一)歳入(四十万二)歳出(四十万三)歳入(四十万四)歳出(四十万五)歳入(四十万六)歳出(四十万七)歳入(四十万八)歳出(四十万九)歳入(四十一万)歳出(四十一万一)歳入(四十一万二)歳出(四十一万三)歳入(四十一万四)歳出(四十一万五)歳入(四十一万六)歳出(四十一万七)歳入(四十一万八)歳出(四十一万九)歳入(四十二万)歳出(四十二万一)歳入(四十二万二)歳出(四十二万三)歳入(四十二万四)歳出(四十二万五)歳入(四十二万六)歳出(四十二万七)歳入(四十二万八)歳出(四十二万九)歳入(四十三万)歳出(四十三万一)歳入(四十三万二)歳出(四十三万三)歳入(四十三万四)歳出(四十三万五)歳入(四十三万六)歳出(四十三万七)歳入(四十三万八)歳出(四十三万九)歳入(四十四万)歳出(四十四万一)歳入(四十四万二)歳出(四十四万三)歳入(四十四万四)歳出(四十四万五)歳入(四十四万六)歳出(四十四万七)歳入(四十四万八)歳出(四十四万九)歳入(四十五万)歳出(四十五万一)歳入(四十五万二)歳出(四十五万三)歳入(四十五万四)歳出(四十五万五)歳入(四十五万六)歳出(四十五万七)歳入(四十五万八)歳出(四十五万九)歳入(四十六万)歳出(四十六万一)歳入(四十六万二)歳出(四十六万三)歳入(四十六万四)歳出(四十六万五)歳入(四十六万六)歳出(四十六万七)歳入(四十六万八)歳出(四十六万九)歳入(四十七万)歳出(四十七万一)歳入(四十七万二)歳出(四十七万三)歳入(四十七万四)歳出(四十七万五)歳入(四十七万六)歳出(四十七万七)歳入(四十七万八)歳出(四十七万九)歳入(四十八万)歳出(四十八万一)歳入(四十八万二)歳出(四十八万三)歳入(四十八万四)歳出(四十八万五)歳入(四十八万六)歳出(四十八万七)歳入(四十八万八)歳出(四十八万九)歳入(四十九万)歳出(四十九万一)歳入(四十九万二)歳出(四十九万三)歳入(四十九万四)歳出(四十九万五)歳入(四十九万六)歳出(四十九万七)歳入(四十九万八)歳出(四十九万九)歳入(五十万)歳出(五十万一)歳入(五十万二)歳出(五十万三)歳入(五十万四)歳出(五十万五)歳入(五十万六)歳出(五十万七)歳入(五十万八)歳出(五十万九)歳入(五十一万)歳出(五十一万一)歳入(五十一万二)歳出(五十一万三)歳入(五十一万四)歳出(五十一万五)歳入(五十一万六)歳出(五十一万七)歳入(五十一万八)歳出(五十一万九)歳入(五十二万)歳出(五十二万一)歳入(五十二万二)歳出(五十二万三)歳入(五十二万四)歳出(五十二万五)歳入(五十二万六)歳出(五十二万七)歳入(五十二万八)歳出(五十二万九)歳入(五十三万)歳出(五十三万一)歳入(五十三万二)歳出(五十三万三)歳入(五十三万四)歳出(五十三万五)歳入(五十三万六)歳出(五十三万七)歳入(五十三万八)歳出(五十三万九)歳入(五十四万)歳出(五十四万一)歳入(五十四万二)歳出(五十四万三)歳入(五十四万四)歳出(五十四万五)歳入(五十四万六)歳出(五十四万七)歳入(五十四万八)歳出(五十四万九)歳入(五十五万)歳出(五十五万一)歳入(五十五万二)歳出(五十五万三)歳入(五十五万四)歳出(五十五万五)歳入(五十五万六)歳出(五十五万七)歳入(五十五万八)歳出(五十五万九)歳入(五十六万)歳出(五十六万一)歳入(五十六万二)歳出(五十六万三)歳入(五十六万四)歳出(五十六万五)歳入(五十六万六)歳出(五十六万七)歳入(五十六万八)歳出(五十六万九)歳入(五十七万)歳出(五十七万一)歳入(五十七万二)歳出(五十七万三)歳入(五十七万四)歳出(五十七万五)歳入(五十七万六)歳出(五十七万七)歳入(五十七万八)歳出(五十七万九)歳入(五十八万)歳出(五十八万一)歳入(五十八万二)歳出(五十八万三)歳入(五十八万四)歳出(五十八万五)歳入(五十八万六)歳出(五十八万七)歳入(五十八万八)歳出(五十八万九)歳入(五十九万)歳出(五十九万一)歳入(五十九万二)歳出(五十九万三)歳入(五十九万四)歳出(五十九万五)歳入(五十九万六)歳出(五十九万七)歳入(五十九万八)歳出(五十九万九)歳入(六十万)歳出(六十万一)歳入(六十万二)歳出(六十万三)歳入(六十万四)歳出(六十万五)歳入(六十万六)歳出(六十万七)歳入(六十万八)歳出(六十万九)歳入(六十一万)歳出(六十一万一)歳入(六十一万二)歳出(六十一万三)歳入(六十一万四)歳出(六十一万五)歳入(六十一万六)歳出(六十一万七)歳入(六十一万八)歳出(六十一万九)歳入(六十二万)歳出(六十二万一)歳入(六十二万二)歳出(六十二万三)歳入(六十二万四)歳出(六十二万五)歳入(六十二万六)歳出(六十二万七)歳入(六十二万八)歳出(六十二万九)歳入(六十三万)歳出(六十三万一)歳入(六十三万二)歳出(六十三万三)歳入(六十三万四)歳出(六十三万五)歳入(六十三万六)歳出(六十三万七)歳入(六十三万八)歳出(六十三万九)歳入(六十四万)歳出(六十四万一)歳入(六十四万二)歳出(六十四万三)歳入(六十四万四)歳出(六十四万五)歳入(六十四万六)歳出(六十四万七)歳入(六十四万八)歳出(六十四万九)歳入(六十五万)歳出(六十五万一)歳入(六十五万二)歳出(六十五万三)歳入(六十五万四)歳出(六十五万五)歳入(六十五万六)歳出(六十五万七)歳入(六十五万八)歳出(六十五万九)歳入(六十六万)歳出(六十六万一)歳入(六十六万二)歳出(六十六万三)歳入(六十六万四)歳出(六十六万五)歳入(六十六万六)歳出(六十六万七)歳入(六十六万八)歳出(六十六万九)歳入(六十七万)歳出(六十七万一)歳入(六十七万二)歳出(六十七万三)歳入(六十七万四)歳出(六十七万五)歳入(六十七万六)歳出(六十七万七)歳入(六十七万八)歳出(六十七万九)歳入(六十八万)歳出(六十八万一)歳入(六十八万二)歳出(六十八万三)歳入(六十八万四)歳出(六十八万五)歳入(六十八万六)歳出(六十八万七)歳入(六十八万八)歳出(六十八万九)歳入(六十九万)歳出(六十九万一)歳入(六十九万二)歳出(六十九万三)歳入(六十九万四)歳出(六十九万五)歳入(六十九万六)歳出(六十九万七)歳入(六十九万八)歳出(六十九万九)歳入(七十万)歳出(七十万一)歳入(七十万二)歳出(七十万三)歳入(七十万四)歳出(七十万五)歳入(七十万六)歳出(七十万七)歳入(七十万八)歳出(七十万九)歳入(七十一万)歳出(七十一万一)歳入(七十一万二)歳出(七十一万三)歳入(七十一万四)歳出(七十一万五)歳入(七十一万六)歳出(七十一万七)歳入(七十一万八)歳出(七十一万九)歳入(七十二万)歳出(七十二万一)歳入(七十二万二)歳出(七十二万三)歳入(七十二万四)歳出(七十二万五)歳入(七十二万六)歳出(七十二万七)歳入(七十二万八)歳出(七十二万九)歳入(七十三万)歳出(七十三万一)歳入(七十三万二)歳出(七十三万三)歳入(七十三万四)歳出(七十三万五)歳入(七十三万六)歳出(七十三万七)歳入(七十三万八)歳出(七十三万九)歳入(七十四万)歳出(七十四万一)歳入(七十四万二)歳出(七十四万三)歳入(七十四万四)歳出(七十四万五)歳入(七十四万六)歳出(七十四万七)歳入(七十四万八)歳出(七十四万九)歳入(七十五万)歳出(七十五万一)歳入(七十五万二)歳出(七十五万三)歳入(七十五万四)歳出(七十五万五)歳入(七十五万六)歳出(七十五万七)歳入(七十五万八)歳出(七十五万九)歳入(七十六万)歳出(七十六万一)歳入(七十六万二)歳出(七十六万三)歳入(七十六万四)歳出(七十六万五)歳入(七十六万六)歳出(七十六万七)歳入(七十六万八)歳出(七十六万九)歳入(七十七万)歳出(七十七万一)歳入(七十七万二)歳出(七十七万三)歳入(七十七万四)歳出(七十七万五)歳入(七十七万六)歳出(七十七万七)歳入(七十七万八)歳出(七十七万九)歳入(七十八万)歳出(七十八万一)歳入(七十八万二)歳出(七十八万三)歳入(七十八万四)歳出(七十八万五)歳入(七十八万六)歳出(七十八万七)歳入(七十八万八)歳出(七十八万九)歳入(七十九万)歳出(七十九万一)歳入(七十九万二)歳出(七十九万三)歳入(七十九万四)歳出(七十九万五)歳入(七十九万六)歳出(七十九万七)歳入(七十九万八)歳出(七十九万九)歳入(八十万)歳出(八十万一)歳入(八十万二)歳出(八十万三)歳入(八十万四)歳出(八十万五)歳入(

文京報

—文京区役所発行—

東京都文京区役所
東京都文京区春日町2の20
電話小石川(82)7111
(毎月10、25日発行)
編集発行
区民課広報係

37年度分の 支給開始

老令・障害・母子等年金の受給は九月六日から指定の郵便局で支給されるが、福祉年金を受ける該当事者で、所得状況届けをまだ提出していない人が多いため、早く提出するように国民年金課では希望している。

基本選挙人名簿作成

区選管は毎年九月十五日現在で基本選挙人名簿を作成するが、この名簿は、来年行なわれる都知事、都議、区議等の選挙で使われるものである。この名簿に登録される資格者は、昭和十七年十二月三十一日までに生れた人、昭和十七年九月十五日現在文京区に住んでいて、六月十五日以前から三か月以上文京区(都二十三区)に住所を有する人、以上の人で、文京区に住民登録の届出をしていない人、また、都・区選管では都・区民衆生共、小・中・高の区民衆生徒から公明選挙のポスターを募集する。

基本選挙人名簿

登録資格者
●昭和十七年十二月三十一日までに生れた人
●九月十五日現在文京区に住んでいて、六月十五日以前から三か月以上文京区(都二十三区)に住所を有する人
以上の人で、文京区に住民登録の届出をしていない人、また、都・区選管では都・区民衆生共、小・中・高の区民衆生徒から公明選挙のポスターを募集する。

文京区選挙管理委員会
文京区役所内TEL(82)7111
文京区春日町2・20

公明選挙運動の ポスターと 演劇脚本募集

都・区選管では都・区民衆生共、小・中・高の区民衆生徒から公明選挙のポスターを募集する。また、演劇脚本も募集している。募集期間は九月十五日現在文京区に住んでいて、六月十五日以前から三か月以上文京区(都二十三区)に住所を有する人、以上の人で、文京区に住民登録の届出をしていない人、また、都・区選管では都・区民衆生共、小・中・高の区民衆生徒から公明選挙のポスターを募集する。

オリビック十円募金 シールをたばこ屋等で販売

オリビック十円募金シールをたばこ屋等で販売している。これは河野重雄氏のデザインによるもので、三角の中央にオリビックのマークを、その周囲には「オリビック十円募金」とある。このシールは、オリビック十円募金の一種として、郵便局の金庫で貯蓄できる。シールの一枚につき、郵便局の金庫で貯蓄できる。シールの一枚につき、郵便局の金庫で貯蓄できる。

計量器の検査 始まる

区では計量器の検査を九月十三日から二十日まで、次の日時と場所で行なう。計量器の検査は、計量器の精度を確認し、正確であることを証明する。計量器の検査は、計量器の精度を確認し、正確であることを証明する。

お年よりの慰安会 19日に文京公会堂で

区では九月十九日午後から文京公会堂で、お年よりの慰安会を開催する。この会は、お年よりの高齢者を慰労し、交流を促進する目的で開催される。お年よりの慰安会は、お年よりの高齢者を慰労し、交流を促進する目的で開催される。

敬老金が二千元

九月十五日の年より日給は、敬老金が支給される。敬老金は、高齢者を支援するための金銭的援助である。敬老金は、高齢者を支援するための金銭的援助である。

敬老金をお分けします

九月十五日の年より日給は、敬老金が支給される。敬老金は、高齢者を支援するための金銭的援助である。敬老金は、高齢者を支援するための金銭的援助である。

敬老金をお分けします

九月十五日の年より日給は、敬老金が支給される。敬老金は、高齢者を支援するための金銭的援助である。敬老金は、高齢者を支援するための金銭的援助である。

開館時間の変更

小石川図書館・堀内記念本郷図書館は九月九日から開館時間を次のように変更する。開館時間の変更は、読者の利便性を高めるために行なわれる。

敬老金をお分けします

九月十五日の年より日給は、敬老金が支給される。敬老金は、高齢者を支援するための金銭的援助である。敬老金は、高齢者を支援するための金銭的援助である。

敬老金をお分けします

九月十五日の年より日給は、敬老金が支給される。敬老金は、高齢者を支援するための金銭的援助である。敬老金は、高齢者を支援するための金銭的援助である。

三歳児の 健康診断

本区保健所では三歳児の健康診断を十月十一日、十七日の三日間で行なう。健康診断は、子どもの健康状態を確認し、必要に応じて治療や予防接種を勧めるために行なわれる。

恩給担保で貸付

東京労働金庫の営業店で、恩給担保で貸付が行なわれる。恩給担保は、恩給受給者を対象とした貸付制度である。恩給担保で貸付は、恩給受給者を対象とした貸付制度である。

恩給担保で貸付

東京労働金庫の営業店で、恩給担保で貸付が行なわれる。恩給担保は、恩給受給者を対象とした貸付制度である。恩給担保で貸付は、恩給受給者を対象とした貸付制度である。

三歳児の 健康診断

本区保健所では三歳児の健康診断を十月十一日、十七日の三日間で行なう。健康診断は、子どもの健康状態を確認し、必要に応じて治療や予防接種を勧めるために行なわれる。

恩給担保で貸付

東京労働金庫の営業店で、恩給担保で貸付が行なわれる。恩給担保は、恩給受給者を対象とした貸付制度である。恩給担保で貸付は、恩給受給者を対象とした貸付制度である。

恩給担保で貸付

東京労働金庫の営業店で、恩給担保で貸付が行なわれる。恩給担保は、恩給受給者を対象とした貸付制度である。恩給担保で貸付は、恩給受給者を対象とした貸付制度である。

三歳児の 健康診断

本区保健所では三歳児の健康診断を十月十一日、十七日の三日間で行なう。健康診断は、子どもの健康状態を確認し、必要に応じて治療や予防接種を勧めるために行なわれる。

恩給担保で貸付

東京労働金庫の営業店で、恩給担保で貸付が行なわれる。恩給担保は、恩給受給者を対象とした貸付制度である。恩給担保で貸付は、恩給受給者を対象とした貸付制度である。

恩給担保で貸付

東京労働金庫の営業店で、恩給担保で貸付が行なわれる。恩給担保は、恩給受給者を対象とした貸付制度である。恩給担保で貸付は、恩給受給者を対象とした貸付制度である。

度 一 般 会 計 財 源 表						(単 位 円)	
財 源			内 訳			差引一般財源 充 当 額	
庫支出金	都 支 出 金	寄 付 金	雑 収 入	繰 入 金	計	金 額	
					0	47,064,700	
1,234,000			45,790,400	170,000,000	219,024,400	283,180,000	
					1,774,600	4,008,200	
	90,000		60,532,200		70,354,100	174,612,400	
	125,757,900	100	552,900		131,111,800	451,551,400	
4,495,400	9,812,200	110,000	53,753,500		67,201,100	7,045,900	
	244,000		26,000,000		27,151,100	2,456,900	
	3,005,000				3,005,000	3,897,400	
			13,000		881,100	83,735,600	
			151,300		30,871,300	10,337,900	
	832,000		13,166,400		25,323,300	50,816,600	
					0	30,000,000	
7,729,400	139,741,100	110,100	199,959,700	170,000,000	576,697,800	1,128,031,200	
一般財源の内訳				特 別 区 税 金	1,099,986,300		
					28,044,900		

(1) 歳 入 第 2 表 (単位円)

一般會計歳入歳出予算執行状況

第 5 表 都予算執行委任額執行状況第 4 表 繰越予算の状況

(単位円)						
事 項	科 目		繰越予算 議 決 額	繰越予算額	執行済額	差引残額
	款	項				
沙見出張所新築工事	出張所費		12,700,000	12,700,000	5,646,870	7,053,130
賦之小学校給食室改築工事	教育費	小学校費	3,600,000	3,597,344	3,400,000	197,344
鳩外図書館新築工事	"	図書館費	28,061,900	28,061,900	27,031,410	1,030,490
第一中学校々舎増改築工事	"	学校施設費	6,018,600	6,018,600	6,018,600	0
第二中学校屋内運動場新築工事	"	"	5,196,000	5,196,000	5,196,000	0
賦之小学校々舎改築工事	"	"	5,282,000	5,282,000	5,282,000	0
町本小学校屋内運動場新築工事	"	"	4,200,000	4,200,000	4,200,000	0
学校舎増改築工事及び屋内運動場	"	"	1,600,000	1,600,000	1,596,760	3,240
新築に伴う初年度調弁備品						
合 計			66,658,500	66,655,844	58,371,640	8,284,204

要
この財政運営を大きく左

「別表」のとおりとなり。

二 国民健康保険事業会計

本年六月三十日現在、被保険者は二、六六二、二七二、七六五、五九二で区人口の三〇・九％が入っており、

当事業二八四、一八四、七〇四で、第九表一に示す国の額の二・九％を占めて、国民健康保険事業の財源は被保険者の持ちが払込みによる保険料は平均率の四〇・二八で、法上は平均入率三・一八で、法による事業負担金六・二を収入する四二・四％、特別区

151,926	
059,815	
832,882	

第7表 区民負担の概況

区 分	金 額	負 担 額			
		人 口	一人あたり	世帯数	一世帯あたり
A37年度特別区税	1,099,986,300	252,968	4,348	87,823	12,525
B36年度特別区税	716,986,200	251,859	2,846	83,570	8,579
A/B	153%	100%	153%	105%	146%

第五 区有財産及び一時借入金

一 区有財産
区有財産は「第10表」に示す通りで、区はその事務事業を執行するために庁舎、出張所、学校、図書館等の代表的なものをはじめとして、道路、公園等の土木、工作物、機械器具、車輛の他、多岐にわたる多様な種類の財産を所有管理しております。昭和三十七年度末現在、区有財産の総額は三、〇二五、九二四、四四六円、一人当たり一、九二五、九二四円と増加しております。昭和三十七年度末現在、区有財産は前年度末の三、〇二五、九二四、四四六円に比べて、一、九二五、九二四円増加しております。

第8表 質屋事業会計歳入歳出予算執行状況 (単位円)

科 目	予 算 現 額			予算総額に対する割合	収入済額	収入割合	差引過不足額
	当初予算	追加予算	計				
事業収入	26,881,500	—	26,881,500	90.0	8,977,156	33.4	△17,904,344
返還金	24,000,000	—	24,000,000	80.4	7,943,950	33.1	△16,056,050
雑収入	2,881,500	—	2,881,500	9.6	1,033,206	35.9	△1,848,294
繰越金	3,000,000	—	3,000,000	10.0	3,922,956	130.8	922,956
合 計	29,881,500	—	29,881,500	100	12,900,112	43.2	△16,981,388

科 目	予 算 現 額			予算総額に対する割合	支出済額	支出割合	差引残額
	当初予算	追加予算	計				
事業費	26,630,200	—	26,630,200	89.1	10,412,166	39.1	16,218,034
事務費	1,652,500	—	1,652,500	5.5	773,784	46.8	878,716
諸費	24,977,600	—	24,977,600	83.6	9,638,382	38.6	15,339,218
予備費	100	—	100	—	0	—	100
予 計	3,251,300	—	3,251,300	10.9	0	—	3,251,300
合 計	29,881,500	—	29,881,500	100	10,412,166	34.8	19,469,334

第六 昭和三十六年度決算の概況

前年度(昭和三十六年度)において、昭和三十六年度下半期における財政運営の概況は、昭和三十六年度上半期に比べて、収入が増加し、支出も増加した。収入は、昭和三十六年度上半期の収入に比べて、昭和三十六年度下半期の収入が増加した。支出は、昭和三十六年度上半期の支出に比べて、昭和三十六年度下半期の支出が増加した。昭和三十六年度上半期の収入は、昭和三十六年度下半期の収入に比べて、昭和三十六年度上半期の収入が増加した。昭和三十六年度上半期の支出は、昭和三十六年度下半期の支出に比べて、昭和三十六年度上半期の支出が増加した。

第七 第七むすび

以上をもちまして昭和三十七年度上半期の財政概況と昭和三十六年度決算の概況について、報告をいたします。昭和三十七年度上半期の財政概況は、収入が増加し、支出も増加した。昭和三十六年度決算の概況は、収入が増加し、支出も増加した。昭和三十七年度上半期の財政概況は、収入が増加し、支出も増加した。昭和三十六年度決算の概況は、収入が増加し、支出も増加した。

第9表 国民健康保険事業会計歳入歳出予算執行状況 (単位円)

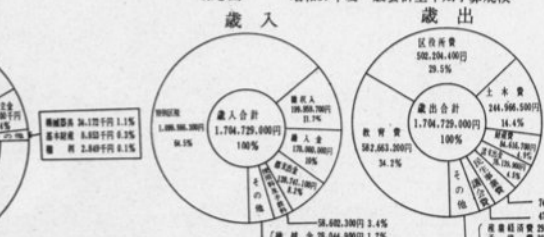
科 目	予 算 現 額			予算総額に対する割合	収入済額	収入割合	差引過不足額
	当初予算	追加予算	計				
国民健康保険料	114,432,500	—	114,432,500	40.2	44,414,920	38.8	△70,017,580
使用料手数料	17,500	—	17,500	—	11,720	67.0	△5,780
国庫支出金	131,752,900	—	131,752,900	46.2	55,922,000	42.4	△75,830,900
都支出金	38,071,700	—	38,071,700	13.4	27,534,000	72.3	△10,537,700
繰越金	100	—	100	—	8,931,070	8,930,970	100
雑収入	590,000	—	590,000	0.2	631,451	107.0	41,451
合 計	284,864,700	—	284,864,700	100	137,445,161	48.2	△147,419,539

科 目	予 算 現 額			予算総額に対する割合	支出済額	支出割合	差引残額
	当初予算	追加予算	計				
区税所費	17,859,100	—	17,859,100	6.3	9,090,569	50.9	8,768,531
保険給付費	250,621,600	—	250,621,600	87.9	85,578,119	34.1	165,043,481
保健施設費	846,900	—	846,900	0.3	48,000	5.7	798,900
徴収費	8,323,100	—	8,323,100	2.9	4,427,954	53.2	3,895,146
諸支出金	1,857,400	—	1,857,400	0.7	446,575	24.0	1,410,825
予備費	5,356,600	—	5,356,600	1.9	0	—	5,356,600
合 計	284,864,700	—	284,864,700	100	99,591,217	35.0	185,273,483

第4図 区有財産高



第3図 昭和37年度一般会計上半期予算規模



F表 質屋事業会計歳入歳出決算前年度比較 (単位円)

区 分	36 年 度	35 年 度	比 較
歳入決算額	26,732,739	26,570,136	162,603
歳出決算額	22,809,783	22,638,649	171,134
差引残額	3,922,956	3,931,487	△8,531

B表 質屋利用状況

区 分	金 額	件 数	利用者
月 日	種 別		延人員
4月1日現在	在 庫 高	6,998,600	3,638
9月30日	貸 付 額	8,225,170	4,038
"	返 還 額	9,001,750	4,096
"	差引在庫高	6,222,020	3,580

第10表 区有財産種類別現在額 37.9.30.現在

区 分	数 量	価 格
種 別	内 容	千円
基 本 財 産	株券、債券、現金	8,853
積 立 金		192,400
不 動 産	土 地	491,673
	立 木	2,434
	建 物	1,545,962
	工 作 物	351,126
機 械 器 具		34,172
備 品	電話加入権	2,849
動 産	87口	395,693
合 計		3,025,162

C表 歳入歳出決算総括表 (単位円)

区 分	歳入決算額	歳出決算額	差引残額
一般会計	1,687,856,093	1,659,811,190	28,044,903
質屋事業会計	26,732,739	22,809,783	3,922,956
国民健康保険事業会計	263,672,975	254,741,905	8,931,070
計	1,978,261,807	1,937,362,878	40,898,929

一 般 会 計 歳 入 歳 出 決 算 状 況

(1) 歳 入

(単位 円)

科 目	予 算 現 額				決 算 額	予算対 する割合	比 較 増 減
	当 初 予 算	追加更正予算	繰越事業費財源充当	計			
特別区税	667,481,400	220,888,400	—	888,369,800	895,058,990	100.8%	6,689,190
財産収入	1,228,200	157,500	—	1,070,700	1,101,332	102.9	30,632
使用料及手数料	53,845,600	10,530,400	—	64,376,000	62,703,838	97.4	1,672,162
国庫支出金	5,396,300	689,000	—	6,085,300	5,085,630	83.6	999,670
都支出金	7,146,900	178,661,400	—	185,808,300	185,698,821	99.9	109,479
寄付金	100	1,429,900	—	1,430,000	1,430,000	100.0	0
雑収入	90,619,400	115,187,800	—	205,807,200	209,745,682	101.9	3,938,482
繰越金	5,000,000	169,239,600	40,435,400	214,675,001	214,675,001	100.0	1
財政平衡交付金	—	106,375,600	—	106,375,600	112,356,799	105.6	5,981,199
歳入合計	830,717,900	802,844,600	40,435,400	1,673,997,900	1,687,856,093	100.8	13,858,193

(2) 歳 出

(単位 円)

科 目	予 算 現 額				決 算 額		予算対 する割合	不 用 額
	当 初 予 算	追加更正予算	予備費補充額	前年度繰越 事業費	計	支出済額		
議会費	47,500,600	177,000	1,110,755	—	48,788,355	48,479,253	99.4%	309,102
区役所費	264,549,000	34,519,700	1,164,045	—	300,232,745	298,699,873	99.5	1,532,872
出張所費	13,060,500	21,973,900	27,913	—	35,062,313	22,316,046	63.7	12,746,267
土木費	82,100,200	118,244,600	58,895	—	200,403,695	199,840,059	99.7	563,636
教育費	299,211,700	330,023,800	61,622	34,980,200	664,277,322	606,581,439	91.3	57,695,883
民生事業費	9,915,300	25,970,100	44,885	—	35,930,285	35,330,018	98.3	600,267
産業経済費	17,818,600	10,403,200	—	—	28,221,800	27,943,959	99.0	277,841
選挙費	2,011,600	877,400	2,500	—	2,891,500	2,888,181	99.9	3,319
財産費	31,685,900	217,199,300	143,557	—	249,028,757	248,879,437	99.9	149,320
公会堂管理費	17,599,000	2,592,100	19,446	—	20,210,546	20,004,326	99.0	206,220
諸支出金	39,265,500	16,107,800	225,959	—	55,599,259	52,217,233	94.0	3,382,026
予備費	6,000,000	—	2,860,680	—	3,139,320	—	—	3,139,320
保育事業費	0	24,755,700	1,063	5,455,200	30,211,963	29,975,522	99.2	236,441
歳出合計	830,717,900	802,844,600	0	40,435,400	1,673,997,900	1,593,155,346	95.8	80,842,554

第 12 表

質屋事業会計歳入歳出決算状況

(単位 円)

科 目	予 算 現 額			決 算 額	予算現額 に対する 割合	比 較 増 減
	当 初 予 算	追加更正予算	計			
事業収入	26,881,500	4,525,000	22,356,500	22,801,252	102.0%	444,752
返還金	24,000,000	4,220,000	19,780,000	20,270,190	102.5	490,190
雑収入	2,881,500	305,000	2,576,500	2,531,062	98.2	45,438
繰越金	3,000,000	931,400	3,931,400	3,931,487	100	87
前年度繰越金	3,000,000	931,400	3,931,400	3,931,487	100	87
歳入合計	29,881,500	3,593,600	26,287,900	26,732,739	101.7	444,839

D 表 一般会計歳入歳出決算年度別比較

(単位 円)

年 度	歳 入		歳 出	
	指数	決 算 額	指数	決 算 額
32	100	944,141,049	100	872,934,475
33	141	1,335,174,637	148	1,287,828,596
34	136	1,286,852,185	134	1,170,886,063
35	145	1,372,943,265	137	1,198,703,664
36	178	1,687,856,093	190	1,659,811,190

E 表 国民健康保険事業会計歳入歳出決算前年度比較

(単位 円)

区 分	36 年度	35 年度	比 較
歳入決算額	263,672,975	219,999,576	43,673,399
歳出決算額	254,741,905	209,962,403	44,779,502
差引残額 (翌年度へ繰越額)	8,931,070	10,037,173	△ 1,106,103

F 表 一般会計歳入歳出決算前年度比較

(単位 円)

科 目	36年度決算額	35年度決算額	比 較
特別区税	895,058,990	668,158,875	226,900,115
財産収入	1,101,332	1,158,616	△ 57,284
使用料及手数料	62,703,838	57,269,906	5,433,932
国庫支出金	5,085,630	4,739,473	346,157
都支出金	185,698,821	303,239,314	△ 117,540,493
寄付金	1,430,000	156,000	1,274,000
雑収入	209,745,682	133,562,403	76,183,279
繰越金	214,675,001	132,616,122	82,058,879
財政平衡交付金	112,356,799	72,042,556	40,314,243
歳入合計	1,687,856,093	1,372,943,265	314,912,828

(2) 歳 出

(単位 円)

科 目	36年度決算額	35年度決算額	比 較
議会費	48,479,253	43,829,348	4,649,905
区役所費	298,699,873	249,109,227	49,590,646
出張所費	35,016,046	11,624,829	23,391,217
土木費	199,840,059	103,546,218	96,293,841
教育費	660,537,283	656,778,297	3,758,986
民生事業費	35,330,018	8,353,469	26,976,549
産業経済費	27,943,959	18,700,730	9,243,229
選挙費	2,888,181	4,227,106	△ 1,338,925
財産費	248,879,437	37,186,683	211,692,754
公会堂管理費	20,004,326	15,467,163	4,537,163
諸支出金	52,217,233	44,425,394	7,791,839
保育事業費	29,975,522	5,455,200	24,520,322
歳出合計	1,659,811,190	1,198,703,664	461,107,526
歳入歳出差引残額	28,044,903	174,239,601	△ 146,194,698

第 13 表

国民健康保険事業会計歳入歳出決算状況

(単位 円)

科 目	予 算 現 額			決 算 額	予算現額 に対する 割合	比 較 増 減
	当 初 予 算	追加更正予算	計			
国民健康保険料	88,501,500	—	88,501,500	89,264,173	100.9%	762,673
使用料及手数料	17,500	—	17,500	35,650	203.7	18,150
国庫支出金	97,196,100	4,036,600	101,232,700	111,492,003	110.1	10,259,303
都支出金	81,236,900	5,951,200	75,285,700	51,466,000	68.4	23,819,700
繰越金	100	10,037,000	10,037,100	10,037,173	100	73
雑収入	573,400	15,300	588,700	1,377,976	234.1	789,276
歳入合計	267,525,500	8,137,700	275,663,200	263,672,975	95.7	△ 11,990,225

(2) 歳 出

(単位 円)

科 目	予 算 現 額			決 算 額	予算現額 に対する 割合	不 用 額
	当 初 予 算	追加更正予算	予備費補充額			
区役所費	17,034,900	1,303,000	90,287	18,428,187	98.8%	227,399
保険給付費	236,001,700	4,036,600	—	240,038,300	93.8	14,849,585
保険施設費	851,600	—	—	851,600	87.1	109,928
徴収費	7,752,000	999,900	977	8,752,877	98.5	131,883
諸支出金	1,359,300	939,200	2,365	2,300,865	86.4	311,129
予備費	4,526,000	859,000	93,629	5,291,371	—	5,291,371
歳出合計	267,525,500	8,137,700	0	275,663,200	92.4	20,921,295